



資源プラスチックに危険な異物を入れないでください

No!! 「禁忌品」

回収した資源プラスチックは、港資源化センターで中間処理を行った後、民間のリサイクル工場に運ばれ、さまざまな形で再商品化されます。

リサイクル工場に運ばれた資源プラスチックは、年に一度、(公財)容器包装リサイクル協会から、リサイクルに適した状態であるかどうかの品質検査を受けます。

資源プラスチックに混入している電池・ライター・刃物類・割れた鏡・注射針等の医療系廃棄物等は、工場で作業する際に危険な「禁忌品」と呼



ばれています。

平成27年度の品質検査において、港区の家庭から収集した資源プラスチックの中にも禁忌品の混入が確認されました。一つでも禁忌品の混入があると、「禁忌品有無評価」という検査項目が、最も低い「D」ランクになってしまいます。

「D」ランクが続くと、(公財)容器包装リサイクル協会から、資源プラスチックの引き取りが拒否され、大量のプラスチックが行き場を失ってしまいます。これらを別の方法でリサイクル処理するためには、多額の経費が必要になります。禁忌品を混入させないでください。

家庭でできる取り組み

資源プラスチックとしてごみを出す際は、禁忌品はじめ異物を入れないことはもちろんですが、収集袋の中身が見えるようにすることも大切です。資源プラスチックを小袋に入れてから収集袋に入れると、中

身が見えにくく、港資源化センターで中間処理をする際、異物の混入が発見しづらくなります。資源プラスチックを収集袋に入れる際には、直接収集袋に入れてください。

一見プラスチックに見えますが...

Q これは何ごみでしょう?

① コード類・イヤホン等



② 割れた鏡



③ 電子体温計

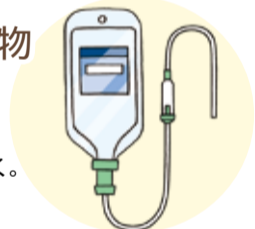


④ かみそり



⑤ 在宅医療廃棄物

A チューブ類
B プラスチック製の注射器※ただし針は除く。



正解は下にあります。

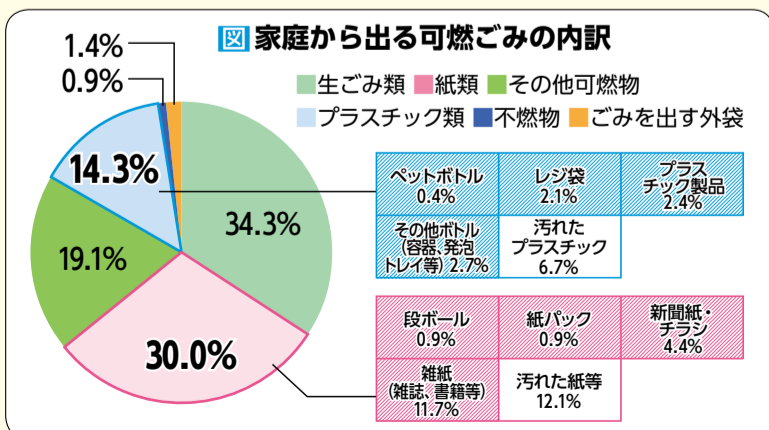
問い合わせ みなとリサイクル清掃事務所運営係 ☎3450-8025

適切なごみの分別にご協力ください

区では、一般廃棄物処理の基本方針を定めた「港区一般廃棄物処理基本計画(第2次)」の中間年度見直しを平成28年度に行います。

その基礎資料とするため、集積所に排出される家庭系ごみの組成調査や、区民アンケート調査等を実施しました。

なお、詳しい調査結果は、港区ホームページでご覧いただけます。



古紙、資源プラスチックは資源回収へ

調査結果によると、区が収集するごみの9割以上を占める可燃ごみの内訳は、生ごみ類が約34パーセント、紙類が約30パーセント、プラスチック類が約14パーセントとなりました(図)。

さらに、可燃ごみとして出されていた紙類やプラスチック類の中には、リサイクルできる古紙や資源プラスチックが多く含まれていました(図の紙類、プラスチック類の内訳中、斜線がついているものは資源です)。

ごみの減量と限りある資源の循環利用のために、古紙や汚れていないプラスチックは、きちんと分別して資源として出しましょう。

資源プラスチックの出し方

- 汚れている場合は、汚れを落としてください。
 - ふた付きの容器または中身の見える袋に入れて出してください。
 - 資源プラスチックは、全て同じ袋に入れて出してください。
- ※**汚れの落とせないプラスチックは「可燃ごみ」の日に出してください。**



食べ物等の異物が残っていると、資源プラスチックとして出すことはできません。

古布で拭き取る、残り水ですすぐ等して、汚れを落としてください。洗剤は不要です。

食べ物の色素等が残っている程度なら、資源プラスチックとして出すことができます。

食品ロス削減を

生ごみ類の約34パーセントのうち、未使用食品が約3パーセント含まれていました。食材を食べ切る、量り売り・ばら売りの商品を購入する、食材を使い切る等、日頃からの心がけをお願いします。※2面で詳しい内容をご紹介します。

生ごみは水切りで減量を

生ごみの排出時の重量と、水切りした後の重量を測定すると、平均で約6パーセントの水分が減少しました。ごみ減量のため、生ごみの水切りにご協力をお願いします。

問い合わせ みなとリサイクル清掃事務所運営係 ☎3450-8025

正解 ① 不燃ごみ ※小型家電として拠点回収に出すこともできます。 ② 不燃ごみ ③ 不燃ごみ ④ 不燃ごみ ⑤ A 可燃ごみ B 可燃ごみ ※針は区では収集できません。

